

お取引先各位

2019年 12月
住友電工デバイス・イノベーション株式会社

住友電工グループ コンプライアンス通報窓口のご案内

住友電工グループは、グループをあげてコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。これをより徹底することを目的として、コンプライアンスに関する通報を社内外から受け付ける窓口を設置しておりますので、以下の通りご案内申し上げます。

お取り引き頂く中で、弊社での法令や企業倫理に反する行為又はそのおそれのある行為を貴社がご認識された場合は、下記いずれかの窓口にご通報頂ければ幸甚です。通報された内容は各窓口担当者が受領し、関係者（必要に応じ弁護士、住友電気工業㈱の担当者を含みます）を限定して調査及び必要な対処を行います。

<社内窓口> 住友電工デバイス・イノベーション株式会社 人事総務部

電子メール：sedi-speakup@info.sei.co.jp

<社外窓口 1> 色川法律事務所 住友電工グループ コンプライアンス通報窓口

電話：06-6203-0012

* 受付時間：平日営業日の 10:00～17:00

住友電工グループの相談・申告窓口の担当弁護士を呼び出してください。

FAX：06-6203-7111

* 宛名に「住友電工グループ 相談・申告窓口」と記載してください。

電子メール：helpline@irokawa.gr.jp

* 件名に「住友電工グループ 相談・申告」と記載してください。

郵便：〒541-0041

大阪市中央区北浜 2-6-18 淀屋橋スクエア 12 階

色川法律事務所内 住友電工グループ コンプライアンス通報窓口

<社外窓口 2> Navex Global 社

Web：<http://sei.ethicspoint.com>

上記 URL にアクセスし、「報告を行う」⇒「ウェブ報告」をクリックください

- ・ 弊社名、関係者名、事案の態様等を、お分かりになる限り詳しくお知らせ下さい。
- ・ 通報頂いた方及びそのお取引先様に関する情報、通報の内容、調査・対応の結果など、通報に関する全ての情報は、上記関係者のみを取り扱うものとし、その事案の調査・対応に必要な者には開示されません。
- ・ 弊社又は住友電工は、通報頂いた方及びそのお取引先様を、その通報を行ったことを理由として、お取引において不利益な取り扱いをすることは一切ありません（不正な目的による通報を除きます）。
- ・ 通報は匿名で行って頂くこともできますが、その場合は、関係者による調査・対応の範囲が制限されることがあります。
- ・ 住友電工グループの社外窓口は申告の機会を広げる目的で設置しているものであり、ご報告内容を住友電工 コンプライアンス委員会へ連絡する以外に、その内容について色川法律事務所の弁護士が直接相談に応じるものではありません。

以上